

財団法人 高知県社会保険協会寄附行為

	昭和25年12月	5日
一部改正	昭和58年	7月25日
一部改正	昭和60年	4月6日
一部改正	昭和61年	4月1日
全面改正	平成11年12月	17日
一部改正	平成12年	4月1日
一部改正	平成17年	4月1日
一部改正	平成19年	4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人高知県社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を高知市小津町9番7号に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、健康保険、厚生年金保険その他の社会保険の被保険者（被保険者であつた者を含む。）及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及及び社会保険事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被保険者等の健康の保持増進上必要な事業
- (2) 社会保険制度の普及発展のための広報及び調査研究
- (3) 社会保険事業の円滑な運営を図るため必要な事業
- (4) 社会保険委員会の活動に対する助成
- (5) 国及び社団法人全国社会保険協会連合会から委託を受けて行う事業
- (6) その他必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当所の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 補助金等

- (4) 会費
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公・社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知社会保険事務局長（以下「局長」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分2以上の議決及び評議員会の同意を得て、局長に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を得て、予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出の一部とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その会計年度終了後3月以内に局長に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、理事会議決の日から2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、局長の承認を得なければならない。

(特別会計)

第14条 本会は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本会に、次の役員を置く。

理事 8人以上11人以内

監事 2人又は3人

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において会員のうちから選任する。ただし、必要がある場合は、学識経験者のうちから選任することができる。

- 2 会長及び副会長は、会員のうちから選任された理事の互選により定める。

- 3 常務理事は、理事会の同意を得て会長が定める。

- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を局長に届け出なければならない。

- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を局長に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の意を受けて、本会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、本会の常務を分担して処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は局長に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し又は評議員会を招集すること。

(任期等)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、第18条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による招集があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第24条第3項第3号の規定により開催された臨時理事会は、出席した理事の互選により選出する。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名任の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会に、評議員10人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し会長が委嘱する。

3 評議員には、第17条第6項並びに第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事の」とあるのは「評議員の」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「監事」とあるのは「評議員」と、「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第24条及び第25条、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事の」とあるのは「評議員の」と、「理事は」とあるのは「評議員は」と、「理事を」とあるのは「評議員を」と読み替えるものとする。

- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問

(顧問)

第33条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に意見を述べる。

第7章 会員

(会員)

第34条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した高知県内に事業所を有し、健康保険又は厚生年金保険の適用を受ける事業主とする。

(入会)

第35条 会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(脱会)

第36条 会員は、会長が別に定める脱会届を会長に提出して、脱会することができる。

(会費)

第37条 会員は、本会の経費に要する会費を負担しなければならない。

2 前項の会費の負担その他必要な事項については別にこれを定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、局長の許可得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は、民法68条（明治29年法律第89号）第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、局長の認可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ局長の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第43条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、許可の日から施行する。
2. この寄附行為の施行の際、現に会長、副会長、常務理事、監事、顧問及び評議員の職にあるものは、この寄附行為の規定により選任、委嘱又は任命された会長、副会長、常務理事、監事、顧問及び評議員とみなす。
3. 第16条の規定による役員の定数及び第31条第1項の規定による評議員の定数の規定は、次期改選期から適用する。
4. この寄附行為の施行の際、現に役員の職にある者及び評議員の任期は、平成13年12月9日までとする。

附 則

この改正は、許可の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。